

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>南警察署</p>	<p>下記の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に、起票日を令和2年3月31日に遡る形で行われていた。</p> <p>契約名称：自転車修繕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経費支出変更伺の起案日：令和2年4月9日 経費支出変更伺の決裁日：令和2年4月9日 2 経費支出変更伺書の起票日：令和2年3月31日 3 支出負担行為変更額：103円(増額) 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、自転車修繕前に支出負担行為額の残額を確認すべきところ、この確認が不十分であったため支出負担行為額の残額が不足し、修繕代金を支払うことができなかった。</p> <p>このため、会計年度を過ぎた出納整理期間であったが、経費支出伺書（支出負担行為）の増額変更をせざるを得なかったもの。</p> <p>今後は同種の誤りを繰り返さないよう、支出負担行為額の残額確認について、契約事務担当者による確認だけでなく、決裁過程でのチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年1月26日から同年2月26日まで）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>南警察署</p>	<p>下記の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に、起票日を令和2年3月31日に遡る形で行われていた。</p> <p>契約名称：自動車修繕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経費支出変更伺の起案日：令和2年4月9日 経費支出変更伺の決裁日：令和2年4月9日 2 経費支出変更伺書の起票日：令和2年3月31日 3 支出負担行為変更額：3,530円(増額) 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、自動車の修繕前に支出負担行為額の残額を確認し、経費支出伺書（支出負担行為）の増額変更している。</p> <p>しかし、このとき修繕代金に係る消費税相当額の加算を失念していたため支出負担行為額の残額が不足し、修繕代金を支払うことができなかった。</p> <p>このため、会計年度を過ぎた出納整理期間であったが、経費支出伺書（支出負担行為）の増額変更をせざるを得なかったもの。</p> <p>今後は同種の誤りを繰り返さないよう、支出負担行為額の残額確認について、契約事務担当者による確認だけでなく、決裁過程でのチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年1月26日から同年2月26日まで）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>西淀川警察署</p>	<p>下記の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に、起票日を令和2年3月27日に遡る形で行われていた。</p> <p>契約名称：交番等で使用するLPガス需給に伴う単価契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経費支出変更伺の起案日：令和2年4月23日 経費支出変更伺の決裁日：令和2年4月23日 2 経費支出変更伺書の起票日：令和2年3月27日 3 支出負担行為変更額：315円(増額) 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、事前にLPガス使用料金（見込み）と支出負担行為額の残額を確認し、経費支出伺書（支出負担行為）を増額変更している。</p> <p>しかし、予想を超えた使用量であったため支出負担行為額の残額が不足し、LPガス使用料金を支払うことができなかった。</p> <p>このため、会計年度を過ぎた出納整理期間であったが、経費支出伺書（支出負担行為）の増額変更をせざるを得なかったもの。</p> <p>今後は同種の誤りを繰り返さないよう、支出負担行為額の残額確認について、契約事務担当者による確認だけでなく、決裁過程でのチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年2月9日から同月26日まで）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>泉大津警察署</p>	<p>下記の契約について、経費支出何書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に、起票日を令和2年3月13日に遡る形で行われていた。</p> <p>契約名称：暖房用白灯油の購入に伴う単価契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経費支出変更何の起案日：令和2年4月8日 経費支出変更何の決裁日：令和2年4月8日 2 経費支出変更何書の起票日：令和2年3月13日 3 支出負担行為変更額：1,481円(増額) 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出何書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出何書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出何書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、事前に白灯油契約代金と支出負担行為額の残額を確認し、経費支出何書（支出負担行為）を減額変更している。</p> <p>しかし、このとき、誤って1缶(18ℓ)分を余分に減額したため支出負担行為額の残額が不足し、白灯油契約代金を支払うことができなかった。</p> <p>このため、会計年度を過ぎた出納整理期間であったが、経費支出何書（支出負担行為）の増額変更をせざるを得なかったもの。</p> <p>今後は同種の誤りを繰り返さないよう、支出負担行為額の残額確認について、契約事務担当者による確認だけでなく、決裁過程でのチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年2月9日から同月26日まで）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>泉佐野警察署</p>	<p>下記の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に、起票日を令和2年3月27日に遡る形で行われていた。</p> <p>契約名称：交番等で使用するLPガス需給に伴う単価契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経費支出変更伺の起案日：令和2年4月15日 経費支出変更伺の決裁日：令和2年4月15日 2 経費支出変更伺書の起票日：令和2年3月27日 3 支出負担行為変更額：216円(増額) 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、事前にLPガス使用料金（見込み）と支出負担行為額の残額を確認し、経費支出伺書（支出負担行為）を増額変更している。</p> <p>しかし、予想を超えた使用量であったため支出負担行為額の残額が不足し、LPガス使用料金を支払うことができなかった。</p> <p>このため、会計年度を過ぎた出納整理期間であったが、経費支出伺書（支出負担行為）の増額変更をせざるを得なかったもの。</p> <p>今後は同種の誤りを繰り返さないよう、支出負担行為額の残額確認について、契約事務担当者による確認だけでなく、決裁過程でのチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年10月1日から令和3年1月29日まで）